

手数料表

【職業紹介サービス】

サービスの種類及び内容	手数料の種類及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定者や労働条件通知書等に記載されている額) の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき、1,000 万円のうちいずれか高い方を上限とします。) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定者や労働条件通知書等に記載されている額) の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき、1,000 万円のうちいずれか高い方を上限とします。) 手数料負担は、 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。